

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会医療法人清仁会が開設する社会医療法人清仁会介護老人保健施設シミズふないの里（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることが出来るように努める。
 - 5 当施設では、明るく家庭的な雰囲気づくりを重視するとともに、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようなサービス提供に努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項、利用料、利用約款等について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。
 - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 8 当施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 社会医療法人清仁会介護老人保健施設シミズふないの里

- (2) 開設年月日 平成9年10月1日
- (3) 所在地 京都府南丹市八木町西田山崎16番地
- (4) 電話番号 0771-43-2111 FAX 0771-42-3933
- (5) 管理者名 原田 政吉
- (6) 介護保険事業者番号 介護老人保健施設(2653480018号)

(従業者の職種、員数、主な勤務形態及び勤務時間)

第5条 当施設の従業者の職種、員数、主な勤務形態及び勤務時間は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者(医師) 1人
- (2) 医師 0.5人以上(兼務)
- (3) 薬剤師 0.5人以上(兼務)
- (4) 看護職員 15人以上(兼務)
- (5) 介護職員 45人以上(兼務)
- (6) 支援相談員 1.5人以上(兼務)
- (7) 理学療法士 2人以上(兼務)
- 言語聴覚士 0.3人以上(兼務)
- (8) 管理栄養士 1人以上(兼務)
- (9) 介護支援専門員 2人以上(兼務)
- (10) 事務員等 5人以上(兼務)

職種\形態	日勤業務	夜勤業務	半日業務Ⅰ	半日業務Ⅱ	早出業務	遅出業務
看護職	午前8:30 午後4:45	午後4:30 午前9:00	午前8:30 午後0:00	午後1:15 午後4:45		
介護職	午前8:30 午後4:45	午後4:30 午前9:00	午前8:30 午後0:00	午後1:15 午後4:45	午前7:00 午後3:15	午後0:15 午後8:30
その他	午前8:30 午後4:45		午前8:30 午後0:00	午後1:15 午後4:45		(宿直)午後5:30 午前8:30

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い市区町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士、言語聴覚士は、医師や看護師等と共同して、リハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定

更新の申請手続きを行う。

- (10) 事務員等は、主に職員の福利・厚生・人事資料の作成、施設療養費の請求等の庶務業務及び物品の調達、保管、営繕、洗濯業務並びに車両の運行等当施設の維持・管理を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、150人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 当施設の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護老人保健施設介護が法定代理受領サービスであるときは、当施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。上記以外に下記に定める料金の支払いを受ける。

- (1) 利用者が入室を希望する特別な室料の支払いを受ける。

特別室	和洋室、バス、トイレ、キッチン	1日	11,000	円
個室	トイレ付き	1日	2,750	円
個室	トイレなし	1日	2,200	円

- (2) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額（第一段階から四段階まで）を利用者の自己負担額として支払いを受ける。

食費	(第一段階)	1日	300	円
	(第二段階)	1日	390	円
	(第三段階①)	1日	680	円
	(第三段階②)	1日	1,420	円
	(第四段階)	1日	1,750	円
居住費	個室 (第一段階)～(第二段階)	1日	550	円
	個室 (第三段階①)	1日	1,370	円
	個室 (第三段階②)	1日	1,470	円
	個室 (第四段階)	1日	1,728	円
	多床室 (第二段階)～(第三段階①②)	1日	430	円
	多床室 (第4段階)	1日	437	円

- (3) 利用者の選択に基づき、利用料として次の支払いを受ける。

教養娯楽費	(レクリエーション材料など)	1日	150	円
おやつ代		1日	165	円
理美容代	(カットのみ)	1回	3,000	円
	(カット+顔剃り)	1回	4,000	円
電話使用料			実費	円
個人用テレビ利用料		1日	165	円
電気代 (持込み用) (1品目につき)		1日	55	円

- （４）（１）～（３）に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者又はその家族の同意を得る。その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明を行い、同意を得たものに限り徴収する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第１０条 当施設の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- （１） 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。
食事は第９条に利用料として規定されるものであるが、同時に、第８条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- （２） 面会は、サービスステーションに届け出るものとする。
- （３） 消灯時間は、午後９時とする。
- （４） 外出・外泊は、医師の許可を必要とする。
- （５） 喫煙、飲酒は、原則として禁止する。
- （６） 火気の取扱いは、原則として禁止する。
- （７） 設備・備品の利用は、職員の指導に従い、位置又は形状の変更、若しくは故意、又は不注意による損害を与えてはならない。
- （８） 貴金属品、補聴器、義歯、金品等個人の所有物に関する管理については自己管理とする。
（盗難、紛失等については、当施設ではその損害の賠償は行わない。）
- （９） 外泊時等の施設外での受診は、事前に医師の許可を必要とし、必ず紹介状の交付を受けるものとする。緊急を要し受診した場合は、事後速やかに届け出るものとする。
- （１０） 宗教活動は、これを行ってはならない。
- （１１） ペットの持ち込みは、禁止する。
- （１２） 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- （１３） 他の利用者への迷惑行為は禁止する。
- （１４） 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとする。連帯保証人の賠償支払い限度額は１００万円とする。

（身体の拘束等）

第１１条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

２ 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- （１） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- （２） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （３） 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別紙）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務部長（欠員の場合は、業務課又は管理系の責任者）を充てる。
- (2) 火元責任者には、各系の責任者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、有資格委託業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち合う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

第15条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の服務規律)

第16条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失わないこと。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 当施設職員の資質向上のために、その研修機会の確保に努める。

- 2 当施設は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第18条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人清仁会就業規則及び介護老人保健施設シミズふないの里就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものとする。）をおおむね3月以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 当施設職員に対して、当施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規程に反した場合は、懲戒解雇、又は違約金を求めることがある。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は利用者及び扶養者から同意を得た上で

行うこととする。

- ① 介護保険サービス利用のための市区町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な療養のための医療機関への情報提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同等の取扱いとする。

（緊急時の対応）

- 第22条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがある。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護老人保健施設サービスでの対応が困難な状態、また専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介する。
 - 3 前2項のほか、当施設は、入所中に利用者の心身の状態が急変した場合、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡する。

（要望又は苦情等の申出）

- 第23条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護老人保健施設サービスに対しての要望又は苦情について、担当支援相談員に申し出ることができる。または意見箱に管理者宛てへ文書で投函することができる。
- 2 上記の他に、保険者である市町村の相談・苦情窓口または、京都府国民保険団体連合会の苦情処理窓口に苦情を伝えることができる。

（事故発生の防止および事故発生時の対応）

- 第24条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故の発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市区町村と利用者の家族等に連絡をするとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）及び従業員に対する定期的な研修を実施する。
 - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（賠償責任）

- 第25条 介護老人保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償することとする。但しその損害が当施設の責にない場合は損害の賠償は行わない。

（その他運営に関する重要事項）

- 第26条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、

プライバシーポリシーについては、施設内での掲示及び当施設ホームページにて公表する。

- 3 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員に就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 介護老人保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、別に施設長が定める。
- 5 協力医療機関及び協力歯科医療機関は京都中部総合医療センター、シミズ病院、洛西シミズ病院、洛西ニュータウン病院、亀岡シミズ病院、永田歯科医院とする。

付 則

平成 9 年 1 0 月 1 日施行	平成 2 3 年 4 月 1 日改訂	平成 3 0 年 6 月 2 1 日改訂
平成 1 4 年 4 月 1 日改訂	平成 2 4 年 4 月 1 日改訂	平成 3 1 年 1 月 1 日改訂
平成 1 5 年 4 月 1 日改訂	平成 2 4 年 1 0 月 1 日改訂	平成 3 1 年 4 月 1 日改訂
平成 1 6 年 4 月 1 日改訂	平成 2 5 年 4 月 1 日改訂	2 0 1 9 年 1 0 月 1 日改訂
平成 1 7 年 4 月 1 日改訂	平成 2 6 年 4 月 1 日改訂	2 0 2 0 年 4 月 1 日改訂
平成 1 7 年 1 0 月 1 日改訂	平成 2 6 年 8 月 1 日改訂	2 0 2 1 年 4 月 1 日改訂
平成 1 8 年 4 月 1 日改訂	平成 2 7 年 4 月 1 日改訂	2 0 2 2 年 4 月 1 日改訂
平成 1 8 年 1 1 月 1 日改訂	平成 2 7 年 1 1 月 1 日改訂	2 0 2 4 年 4 月 1 日改訂
平成 1 9 年 4 月 1 日改訂	平成 2 8 年 4 月 1 日改訂	2 0 2 6 年 4 月 1 日改訂
平成 2 0 年 4 月 1 日改訂	平成 2 9 年 4 月 1 日改訂	2 0 2 6 年 7 月 3 日改訂
平成 2 1 年 4 月 1 日改訂	平成 2 9 年 1 0 月 1 日改訂	2 0 2 6 年 8 月 1 日改訂
平成 2 2 年 4 月 1 日改訂	平成 3 0 年 4 月 1 日改訂	